

組合員の皆様へ

平成30年度被扶養者(家族)資格の確認調査の実施について

実施を延期しておりました被扶養者資格確認調査については、マイナンバーを利用し、二段階で実施させていただきます。

1. 被扶養者確認対象者

20歳以上の被扶養者(家族)(30年度中に20歳に達する者を含む)
ただし、次の方は除きます。

- ①平成30年4月1日以降に、新たに被扶養者に認定された方
- ②平成31年3月31日までに、後期高齢者医療制度に移行するなど、被扶養者の資格を喪失される方
- ③平成31年3月31日までに、資格を喪失される任意継続被保険者の被扶養者の方

2. 調査方法

①マイナンバーを利用し、収入等の情報を入手いたします。

- ・実施時期 平成30年9月から平成30年12月
- ・対象者 **健保組合にマイナンバーを提供されている方※**
- ・実施方法 健保組合が情報連携から収入等の情報を入手しますので組合員様の事務手続きは、ございません。

※国のマイナンバー活用の政策により、健保組合は情報連携という機関を通じて、住所情報・給与収入等の情報を入手することが、許されております。厚生労働省の指導等により、組合員の負担を軽減するため、課税証明書等提出は不要とさせていただきます。

なお、確認調査については隔離された場所で行い、情報管理に十分留意いたします。

【確認調査の結果、年収が認定基準額を超えた方について】

平成31年2月1日付で、被扶養者より認定除外(削除)となります。
事業所の健保担当者に被扶養者異動届を提出していただきます。

②マイナンバー利用で収入確認が出来ない方は個別調査をいたします。

- ・実施時期 平成31年1月から平成31年2月
- ・対象者 **①健保組合にマイナンバーを提供されていない方**
②マイナンバー利用の調査で、必要な情報が得られなかった方
③被扶養者の続柄が、妻・子以外の方
(※遺族年金等の調査のため。但し①・②の対象者は除く。)
- ・実施方法 詳細につきましては、後日お知らせいたします。
前年度と同様に、課税証明書等をご提出いただく予定です。

個別調査の結果、年収が認定基準額を超えた方は平成31年4月1日付で被扶養者より認定除外(削除)といたします。

参考)認定基準額

60歳未満・・・年収130万円未満

60歳以上及び障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者
・・・年収180万円未満

医療費適正化のため、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

静岡県自動車販売健康保険組合
電話 054-286-5295
担当 業務課 村上

